

<一般事業主行動計画>次世代育成支援対策推進法

美保テクノス行動計画

美保テクノス株式会社

制定 2026 年 3 月 18 日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に育児休業の該当する社員の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率 80%以上

<対策>

- 2026 年 4 月～ 育休取得に関する社内規則の周知
- 2026 年 4 月～ 各部門における休業者の業務カバー体制の検討・実施

目標 2：フルタイム労働者の一人あたりの各月ごとの法定時間外・法定休日労働時間の合計時間を 35 時間未満とする。

<対策>

- 2026 年 4 月～ 各部門において働き方改革の施策を立案・実行
- 2026 年 4 月～ 各部門において建設 DX 推進の施策を立案・実行

<一般事業主行動計画>次世代育成支援対策推進法

美保テクノス行動計画

美保テクノス株式会社

制定 2026 年 3 月●●日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 4 月 1 日～ 2029 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に育児休業の該当する社員の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率 30%（50%）以上（くるみん認定基準）

女性社員・・・取得率 75%以上（くるみん認定基準）

現在の実績：男性 60.0%、女性 100%（2023 年度）

：男性 80.0%、女性 100%（2024 年度）

：男性 100.0%、女性 0%（該当者なし）（2025 年度）

<対策>

- 2026 年 4 月～ 育休取得に関する社内規則の周知
- 2026 年 4 月～ 各部門における休業者の業務カバー体制の検討・実施

目標 2：フルタイム労働者の一人あたりの各月ごとの法定時間外・法定休日労働時間の合計時間を 45 時間未満とする。（くるみん認定基準）

現在の実績（2025 年 4 月 21～2026 年 1 月 20 日）：12.58 時間

（2025 年 4 月 21～2026 年 2 月 20 日）：14.15 時間

<対策>

- 2026 年 4 月～ 各部門において働き方改革の施策を立案・実行
- 2026 年 4 月～ 各部門において建設 DX 推進の施策を立案・実行

各部の方針に沿って行う

※黄色は申請時削除 ※3月中の届け出、4月1日公開